

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会

支部 会則

第1章 総則

第1条 本会は日本心血管インターベンション治療学会（CVIT）九州・沖縄支部と称する。

第2条 本会の事務局は、福岡県久留米市旭町 67 久留米大学病院 心臓・血管内科 内に設置する。

第2章 目的および事業

第3条 この法人の目的は、心血管疾患患者に対する有効かつ安全なカテーテル治療の開発と発展、および、臨床研究の推進とその効果の普及をもって、診断治療技術の向上と学術文化の発展に資することにより、心血管疾患の予後改善の責務を広く社会に果たすこととする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、日本心血管カテーテル治療学会本部と協力し、以下の事業を行う。

- (1) 年1回以上の学術研究集会の開催
- (2) 研究会発表記録等の出版・発行
- (3) 関連学術団体との連絡及び協力
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要とされる事業

第3章 会員

第5条 本会は日本心血管インターベンション治療学会の会員によって構成される。

第4章 役員

第6条 本会は次の役員をおく。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 幹事（支部にて定数を定める）
- (4) 運営委員（必要に応じて設置。支部にて定数を定める）
- (5) 学術集会会長
- (6) 選挙管理委員長
- (7) 選挙管理委員
- (8) 事務局代表及び事務局代表代行
- (9) 監査

第7条 本会の役員は、次の各項の規定によって選任される。

- (1) 支部長は日本心血管インターベンション治療学会の選出理事であることを要する。任期は4年で、再選を認める。
- (2) 副支部長は選出理事であり、支部長が指名する。任期は4年で、再選を認める。
- (3) 幹事は日本心血管インターベンション治療学会の代議員であり、且つ、下記の条件のいずれかを満たす。

1. 学術集會會長を務めたこと。
 2. 支部活動に業績があり、幹事会にて承認されること。
- (4) 運営委員は代議員および承認された会員とする。後者は幹事あるいは運営委員の推薦を受け、幹事会と運営委員会で承認された会員とする。
- (5) 学術集會會長は運営委員の中から幹事あるいは運営委員の推薦を受け、幹事会および運営委員会で承認された会員とする。学術集會會長の任期は、前回学術集會の日の翌日から当該学術集會の終了の日までとする。
- (6) 選挙管理委員および委員長を、定款細則第28条1項、2項、3項に従って、選任する。これらの任期は4年で、再選を認める。
- (7) 事務局代表及び代表代行は、会員の中から事務局の推薦により幹事会の承認を受けて選任される。

第5章 会議・委員会

第8条 本会は、本会の会務を行うために、次の会議をおく。

- (1) 幹事会
- (2) 運営委員会（必要に応じて設置する）

第9条 幹事会は、次の規定にしたがって行う。

- (1) 幹事会は学術集會の際に開催し、議長は支部長とする。
- (2) 支部長は必要があるとき、臨時幹事会を召集することができる。
- (3) 事務局代表及び代表代行は、議事録作成のため、幹事会あるいは臨時幹事会に出席する。

第10条 運営委員会は次の規定にしたがって行う。

- (1) 定期運営委員の議長は支部長とし、定期学術集會の会期中に召集する。
- (2) 支部長は必要がある時、臨時運営委員会を招集することができる。
- (3) 事務局代表及び代行は、議事録作成のために幹事会あるいは臨時幹事会に出席する。

第6章 会計・資産

第11条 本会の運営費は次のものを持ってあてる。

- 会費
- 学術研究集會の参加費
- 会誌他、学会事業として発行される刊行物の広告収入
- 寄付等その他の収入

- (2) 本会の決算は会計監査の監査を得て、幹事会と運営委員会の承認を受けるとする。
- (3) 本会の予算は事業計画を付して、幹事会と運営委員会の承認を受けるとする。
- (4) 会計年度は4月1日より、翌年3月31日までとし、本部との連結決算とする。

第7章 コメディカル部会

第12条 日本心血管インターベンション治療学会九州・沖縄支部コメディカル部会を以下に定める。

- (1) コメディカル部会会長 1名

- (2) コメディカル部会副会長 2名
- (3) コメディカル部会 幹事 若干名

以下の幹事を九州・沖縄各県において各部署最低1名を置く。
看護師部門、診療放射線技師部門、臨床工学技士部門、臨床検査技師部門、
リハビリテーション部門。

第13条 部会長、幹事の選出

幹事は推薦選出とし、コメディカル部会長はコメディカル部会における互選で決定する。

補足（附則）

第14条 本会の会則は、幹事会及び運営委員会の議決を経て、変更すること。

第15条 本会則は2010年11月6日より施行する。

- (1) 2017年9月8日にコ・メディカル部会に関する条項が追加された。